

自主防災組織の手引き



川崎区役所

はじめに

災害による被害を防止・軽減するためには、一人ひとりの日ごろからの心がけと地域ぐるみの防災対策が大変重要です。

とりわけ大規模地震など大きな災害が発生した場合には、同時多発的に被害が発生するだけでなく、消防など防災関係機関自体が被害を受けたり、建物倒壊や道路の寸断による通行障害が生じるなど、公的機関の防災活動は大幅に制限されることが予想されます。こうした状況のなかで被害を防止し、また、少しでも軽減するためには、地域に住む皆様がお互いに協力し合って、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導など、自主的な防災活動を行う必要があります。私たちは地震の発生を防ぐことはできませんが、日ごろの備えと対策により被害を最小限にとどめることができるのです。

この「手引き」は、自主防災組織の基本的な活動などについてまとめたものです。地域の皆様が自主防災組織の活動を行うにあたり、御参考にしていただければ幸いです。

平成19年6月

目 次

1	自主防災活動の組織	
	・自主防災組織の編成例	3
	・自主防災組織の届出	4
2	自主防災組織の活動	5
	・各班の活動例	6
	本部の役割と活動	6
	情報班の役割と活動	7
	消火班の役割と活動	8
	救出・救護班の役割と活動	9
	避難誘導班の役割と活動	10
	給食・給水班の役割と活動	11
3	防災訓練の実施	
	・訓練実施届の提出	12
	・訓練実施計画の立案	12
	・訓練を効果的に行うポイント	13
	・訓練の実施方法等	14
	情報収集・伝達訓練	14
	初期消火訓練	16
	応急救護訓練	17
	避難誘導訓練	18
	給食・給水訓練	19
4	防災ネットワーク	
	・避難所運営会議	20
	・防災ネットワーク連絡会議	22
5	自主防災組織への助成制度	
	・防災資器材購入補助金	24
	・活動助成金	26
6	資料	
	・自主防災組織の規約例	29
	・自主防災組織の防災計画例	32
	・各種申請届出様式等	36

1 自主防災活動の組織

自主防災活動のための組織づくりには、既存組織を活用する方法、新たな組織を結成する方法があります。地域の実情に合わせて活動しやすい組織づくりをしましょう。

参考として、既存の町内会・自治会を活用した自主防災組織の3つのタイプと長所・短所をあげてみました。

- 町内会・自治会を活用した組織の3タイプ -

	重複型	下部組織型	別組織型
タイプ	町会役員が自主防災組織の役員を兼務する。	町会長の下に独自の役員による自主防災活動部門をつくる。	町会が中心となって別組織をつくる。
長所	組織づくりが容易。活動を継続しやすい。		
	住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	会長以外の町会役員の負担が軽い。	町会役員の負担が軽い。
短所	町会の役員交代により活動方針や熱意が変わる。		2人の長がいて混乱や対立が起こりやすい。

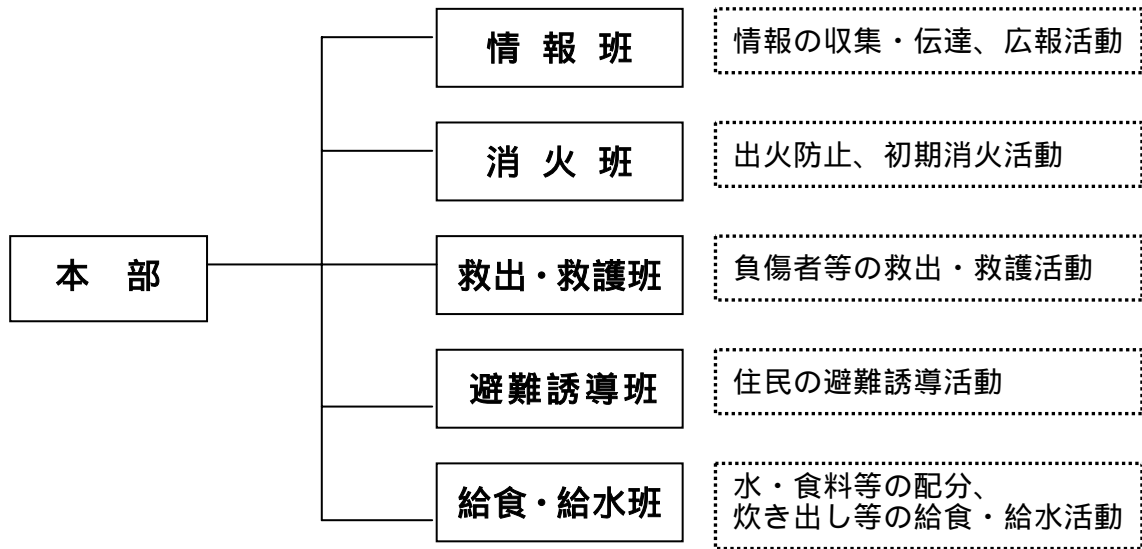
自主防災組織は、災害発生時の被害を防止又は軽減させ、地域を自分たちの手で守ろうという自主的な組織です。役員も画一的に押し付けることは避け、消防団員など防災活動の経験が豊富な人や、意欲のある人を選ぶことが大切です。

また、医師、看護師、建築士など専門知識を持つ人が役員の中に入ると心強いものです。日中は地域に男手が少ない場合もありますので、女性も役員に入れたほうが良いでしょう。

自主防災組織の編成例

自主防災活動を進めていくためには、自主防災組織に参加する構成員一人ひとりの役割分担を決める必要があります。

以下の編成図は、一般的な例としてあげてみました。



地域の実情に合わせた組織編成をしましょう。水害の恐れがある地区では水防班、がけ崩れ危険地区では巡視班などが考えられます。

災害時には状況に応じた活動体制をとります。例えば、火災の心配がない場合には消火班は他の班の活動を支援するなど、各班が協力して災害に対処します。昼と夜とで在宅者の構成が異なる地域も多いと思います。男性・女性にかたよらない組織づくりに努めるとともに、昼夜別の組織編成も考えましょう。

各班の配置にあたっては、地域内の専門家や経験者（消防経験者は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救出・救護班など）を配置するとよいでしょう。

地域の事業所などにも協力を求めて、一定の役割を担ってもらうなど、いざという時の協力体制について話し合っておきましょう。

自主防災組織の届出

新たに自主防災組織を結成する場合は、区役所（支所）へ『自主防災組織結成届出書』（36ページ参照）に編成表を添付して提出してください。

また、すでに区役所へ『自主防災組織結成届出書』を提出している自主防災組織が代表者等を変更する場合は、『自主防災組織変更届出書』（36ページ参照）に変更内容を記入し、新たな編成表を添付して区役所（支所）へ提出してください。申請書等は区役所（支所）にあります。

2 自主防災組織の活動

災害による被害を少しでも軽減するためには、一人ひとりの日ごろからの心がけと地域ぐるみの防災対策が大変重要です。特に大規模地震など大きな災害が発生した場合には、道路・電気・ガス・水道などが寸断されて、消防をはじめ、防災機関の活動が大幅に制限されることが予想されます。また、広域災害となれば同時に多くの地点での対応が求められますので、到着が遅れるかもしれません。

災害時には地域の皆さんが協力し合って、出火防止、初期消火、避難誘導、被災者の救出、応急手当などの自主的な防災活動を行うことが必要となります。

いざという時、こうした応急活動を迅速・適切に行えるよう、日ごろから組織体制の整備・充実と防災知識の習得・普及に努め、防災資器材の備蓄を進め、防災訓練を積み重ねておくことが重要です。

- 自主防災組織の基本的活動 -

(災害時)

- 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- 避難誘導活動
- 救出・救護活動
- 初期消火活動
- 他の組織・防災関係機関等との連携
- 避難所の運営

(平常時)

- 地域住民への防災知識・技能の普及
- 地域実態の把握
- 防災訓練の実施
- 防災資器材等の備蓄
- 協働による自主防災組織の活性化
- 他の組織・防災関係機関等との連携

各班の活動例

本部の役割と活動

災害時 自主防災組織の活動が円滑に行えるよう調整する

やるべき活動を指示する

対策本部を設置して、何をすればいいかわからない人、ぼう然としている人、見ているだけの人に呼びかけ、消火・救出活動などに参加してもらう。
各班への活動指示や、被害状況に応じて他班への応援の指示を行う。

関係機関との連絡と情報提供

地域の被害状況等を行政など関係機関に確実に伝達する。

「いつ」「どこで」「何が」「どうしたか」「どうしなければならないか」を明確に伝える。

他の自主防災組織、地域の事業所・団体・学校などとの協力

平常時 自主防災組織の活動が円滑に行われるよう調整する

規約・予算・決算の作成、年間活動計画の立案

防災訓練、学習会・講演会などの実施計画

広報・啓発物の作成計画

人材確保と育成

自主防災活動を進めるには多くの住民参加と育成が必要です。

行政（区役所や消防署など）との連携

日ごろから連絡を取り合い、防災訓練や学習会・講演会などの相談・指導を受ける。

他の自主防災組織、地域の事業所・団体・学校等との協力体制づくり

近隣の自主防災組織との情報交換、連携、協力

地域の事業所や学校などにも働きかけて活動に参加してもらう。

危険箇所の調査・把握・安全対策

情報班の役割と活動

災害時 被害、混乱を防ぐための広報活動

住民への呼びかけ

出火防止の徹底、高齢者・障害者等の安全確認と救出、災害発生場所の周知など

デマやパニックを防ぎ、落ち着いて行動するよう呼びかける。

出火場所や危険な場所はどこか、避難の必要性はあるか。

情報の収集と伝達

どこで何が発生したかの情報収集と連絡

火災や避難などの重要情報は必ずメモをとる。また、必ず情報源を確かめ、周囲に伝える時は入手先も伝える。

テレビやラジオから正確な情報を入手する。

停電を考慮して電池式ラジオを携行する。

住民の安否確認

平常時 地域の実情に合った防災知識の普及

地域の防災や安全対策に関する広報活動

地域の実情を把握する。

ブロック塀や門柱は倒壊の危険がないか。ゴミやたき火などが放置されていないか。消火や避難の妨げはないか。高齢者・障害者等の把握。

防災訓練、学習会・講演会などへの参加呼びかけ

各家庭での防災対策の周知徹底

最低3日分の食料・水の確保、出火防止対策、家具の転倒防止策など

広報啓発物（ポスター、チラシなど）の作成・配布・掲示

区役所や住民との連絡体制づくり

川崎市では災害に関する正しい情報を提供するため、保有する広報手段を活用し、災害時協定締結放送機関などの協力を得て広報活動を実施します。

防災行政無線（屋外同報無線・戸別受信機）、インターネットの活用、広報車・ヘリコプター、ラジオ・テレビなど

消火班の役割と活動

災害時 隣近所が協力して初期消火活動を目指す

地震が発生したら、各家庭に大声で「火の始末」を呼びかける。

出火した場合は、消火器・バケツ・消火ポンプのほか、火を毛布で覆い水をかけるなど、身近なものも活用して初期消火活動を行うとともに、大声で隣近所に応援を求め、消防署に連絡する。

火災が拡大して危険となったら、消火活動をやめて避難する。

消防など防災関係機関が到着したら、その指示に従う。

平常時 火事起きないまちづくり

出火防止のポイント

地震発生時に火を出さないように徹底する。

まず火を消す。

隣近所に「火を消せ」の呼びかけを行う。

避難する時は、必ずガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。

ガス器具・石油ストーブなどの取り扱い

設置場所は危険ではないか。周辺に燃えやすいものは置いてないか。

器具は安全か。使い方は正しいか。

後始末は完全か。

初期消火のポイント

消火器・バケツ・可搬消火ポンプなど、消火・放水用具を備える。

出火した時に正しく使えるよう日ごろから訓練を重ねる。

地域内の防火水槽などを把握しておく。

自主防災活動としての消火活動は、ボヤで消し止められるような場合の初期消火、延焼拡大防止が基本です。自分たちで消火できると考えるのは危険、決して無理しないのが鉄則です。一般的には炎が天井に燃え移るまでの3分程度が初期消火の限度で、火が天井に回り一棟火災へと成長する段階で危険といわれています。初期消火の限度を超える火災に発展したら直ちに避難して、消防が到着するまでの間は延焼拡大防止に努めます。

救出・救護班の役割と活動

災害時 地域の人々と協力して救出・救護活動を行う

建物の倒壊やがけ崩れなどで下敷きとなった人の救出活動を行う。

防災資器材を有効に活用する。二次災害を防止するためにもできるだけ周囲の人の応援を求める。

倒壊していない建物でも家具の下敷きになっている場合があるので、お互いに声をかけ合う。

高齢者・障害者等を援護する。

けがをした人の応急手当を行う。

地域の医者や看護師に手助けを求める。

医療機関又は市・区災害対策本部が設置する医療救護所へ負傷者を搬送する。

平常時 地域や家庭の安全点検

安全な地域づくり

家庭内の安全確保

家屋の耐震診断を受けるなど、住まいの点検・整備を行う。

寝室や、お年寄り・子どもの部屋には倒れるものを置かない。

転倒や落下する危険がある家具、窓ガラス、塀、門柱などは固定したり、補強したりして、必要な対策を講じておく。

高齢者・障害者等への配慮

いざという時に援護体制をとれるよう、プライバシーに配慮しつつ、日ごろから高齢者・障害者等の情報を把握し、救出・救護方法を検討する。

応急手当の方法などの習得

救出・救護訓練の実施

計画的に応急手当の講習会を受講する。

消防局で行っている市民救命士養成講習会などに積極的に参加し、止血法、意識・呼吸・脈の見方、心肺蘇生法など、応急手当の知識・技術の習得に努める。

医療機関への連絡方法や搬送方法などを検討する。

避難誘導班の役割と活動

災害時 安全ですばやい避難誘導

混乱なく安全に避難

状況によって最も安全なルートと避難場所を明確に伝える。

危険箇所には標示や立て札、ロープ張りなどを行う。

夜間の場合は照明を確保する。

誘導員を配置して事故防止に努める。

優先して避難させるべき人

お年寄り、障害者、傷病人、子ども、妊産婦など

自力歩行ができない場合は担架などで搬送する。

災害後の治安維持

夜間パトロールの実施

平常時 避難する場所やルートの安全点検

避難場所や避難ルートの周知徹底と安全点検

避難場所や地域の危険箇所・避難ルートを調べ、誘導法を検討し、必要な用具などを準備しておく。

避難場所・避難ルートは複数用意する。

救出・救護班との協力体制の確立

負傷者や高齢者・障害者等の援護に関する役割分担や協力など

「大地震＝避難」ではありません。自宅で生活できる場合は家を守るためにも自宅にすることが必要ですが、次のような場合は速やかに避難します。

* 建物の倒壊、火災の延焼拡大などにより危険を感じたとき

* 市役所（区役所）消防、警察から避難の指示があったとき

避難所が開設された場合は、「避難所運営会議」を立ち上げ、他の自主防災組織等と協力してお互いに助け合いながら運営します。

指定された避難所へ危険で行かれない場合は、とりあえず最寄りの避難所、公園、空地、広域避難場所等に避難します。

給食・給水班の役割と活動

災害時 炊き出し・給水活動の実施

給食・給水活動を行う。

炊き出し場所・器具を確保し、被災者への炊き出しを行う。

情報班と連携して対象人数を把握する。

行政や企業から提供を受けた食料の配分を行う。

食中毒防止等の衛生管理

生活水の確保

赤ちゃんがいる家庭や高齢者・障害者など、食料や水を運搬できない場合には援助する。

避難所においては、避難所運営会議の運営に協力するとともに、その決定に基づき活動する。

平常時 3日分の食料・水などの備蓄を各家庭に徹底する

災害時の給食・給水方法や、炊き出し用器具の取り扱い方、救援物資の受入・配布方法について研究・検討する。

支援・救援の優先順位を決めておく。

例えば班別・組別に（サブリーダーを通じて）配分を行うなど、混乱を避け、公平に配分できる方法を検討しておく。

炊き出し方法、器具の使用方法等について訓練を行う。

応急給水拠点の位置を複数箇所確認しておく。

家庭における備蓄の内容の周知徹底

情報班と協力して最低3日分の食料・水の備蓄、生活水の確保などについて呼びかける。

地域内の企業や団体への備蓄働きかけ

応急給水は、応急給水拠点の開設と給水車により行われます。

食糧・生活必需品は、区本部（区役所）が避難所運営会議等の協力により必要量を把握・確保し、不足が生じた場合は市本部に調達を依頼します。

供給場所は原則として避難所です。

3 防災訓練の実施

訓練実施届の提出

区役所へ『自主防災組織結成届出書』を提出している自主防災組織が防災訓練を行う場合は、区役所（支所）へ『自主防災組織地震防災訓練実施届出書』（37ページ参照）を提出します。「実施届出書」には、訓練スケジュールなど具体的な実施内容を記載した実施要領などを添付してください。申請書は区役所（支所）にあります。また、川崎市のホームページからダウンロードもできます。

また、訓練を円滑に、効果的に実施するには、あらかじめ指導を担当する関係機関などとの打ち合わせを十分に行うことが大切です。必ず、「実施届出書」を提出する前に、実施予定日、訓練内容等について区役所（支所）に相談してください。

訓練実施計画の立案

防災訓練を効果的に行うには、次のような事項を十分に検討して実施計画を立案します。

目的を明確にする

訓練の実施目的を決め、その目的にそった実施内容とします。

実施日時・場所を決める

実施する内容に応じて場所を選定します。（使用許可が必要な場所もあります。）

参加予定人数

必要な防災用具・資器材等を準備・確認する

関係機関との連絡調整を行う

区役所（支所）に相談して、訓練の指導にあたる機関（消防署など）と十分打ち合わせを行います。

役員などの役割分担を決める

訓練を効果的に行うポイント

地域の実情を把握する

地域の安全な場所、危険な場所、防火水槽や消火器など災害時に役立つものの配置、日中・夜間の住民構成など、地域の特性や資源を知ることによって、どのような訓練を行ったら効果的かが見えてきます。

実施要領を明確にし周知徹底する

訓練の日時や場所などをきちんと広報して周知徹底しましょう。

実施日時に変化を

いつも同じ曜日や時間帯に訓練を行うのではなく、なるべくいろいろな人に参加してもらえよう、曜日や時間帯を変えて訓練を行うことも大切です。

訓練対象者をしぼる

訓練対象者をしぼることも有効です。「前は成人男性中心の訓練だったので、今回は女性や子どもを中心にした訓練を実施してみよう」といった具合です。

参加意欲のわく訓練内容に

多くの人に参加してもらうには訓練が楽しいものでなくてはなりません。例えば、運動会の競争的な要素やゲームを取り入れるなど、訓練が家族にとっての余暇活動の一環にもなるような、参加意欲のわく内容を考えましょう。

訓練の実施方法等

災害時には、いち早く自主防災活動を行う必要があります。いざという時、迅速・適切に活動できるよう、日ごろから防災訓練を積み重ねておくことが重要です。

参考として、主な防災訓練の実施方法等をあげてみました。

情報収集・伝達訓練

大きな災害が発生すると根拠のないデマが流れやすく、また、冷静さを欠いてデマを信じてしまいやすい状況になります。住民は不安のなかで情報を求めていますので、デマやパニックを防ぐためにも、防災関係機関・テレビ・ラジオ等からの情報を正確に伝達することが必要です。

また、的確な応急対策を講じるためには、地域の被害状況、避難状況などを収集することが不可欠であり、そうした情報やニーズを防災関係機関等へ連絡して支援を求める必要もあります。

災害時に、地域内の被害状況等を正確かつ迅速に調査して自主防災本部へ報告する要領、また、防災関係機関からの情報や指示事項を正確かつ円滑に住民へ伝達する要領を訓練します。

- 情報収集訓練 -

あらかじめ、地域内の被害状況を想定した「模擬想定図」や被災状況等を記入するための「被災状況収集表・集計表」などを用意します。

情報班は、「想定図」から得た情報を情報班長に報告します。

情報班長は状況を取りまとめて（例えば「集計表」を作成して記入するなど）、本部長に報告します。

本部では対応策を検討して、各班への指示や防災関係機関への通報・連絡を行います。

正確を期すため筆記用具の携帯、内容の復唱、情報の重要度・優先度に

留意します。

〔収集内容のポイント〕

現場の住所・目標・状況 通報者の住所・氏名・電話番号
負傷者の有無・負傷の程度 避難・応急措置の状況
今後予測される状況

- 情報伝達訓練 -

模擬情報を口コミ（他人に聞こえないようにする）又は電話（自主防災組織の連絡網など）でリレー式に伝達する。（人数は10人程度が目安です。）
最後の人は内容を記録用紙に記入して本部へ提出します。

最初の模擬情報と比較して、問題点を検討します。

情報班は、メガホンなどを使って住民へ伝達する訓練も行いましょう。

伝達は、はっきり、ゆっくり、簡潔な言葉で。

〔伝達内容のポイント〕

現在の状況 これから予測される状態 避難及び応急措置の必要性

初期消火訓練

大規模地震等においては火災の発生が被害を大きくする原因となります。火災はいったん燃え広がってしまうと手のうちようがありません。万が一出火した場合には、早い段階で初期消火や延焼防止を行うことが重要で、そのためには、その時その場にいる一人ひとりが声をかけ合って人海戦術で初期消火活動を行う必要があります。

したがって、消火用具の使い方も、消火班のメンバーだけが知っていても十分とは言えず、できるだけ多くの人に習得してもらう必要があります。

初期消火訓練には、消火器の使い方（訓練用の「水消火器」を使います）、バケツリレー（プールや水槽などから水を運びます）、可搬消火ポンプによる放水訓練などがあります。

できるだけ多くの人に習得してもらえよう、なるべく参加者全員に体験してもらいましょう。

可搬消火ポンプは、日ごろから消火班が中心となって器具の点検整備を行います。

消火は危険をとまなう活動ですので、消防署の指導のもと安全第一で行います。

大規模地震の場合などは水が出ないことも考えられますので、隣近所が協力し合って行うバケツリレーによる消火活動は有効な方法です。チーム対抗戦を行うなど、競技方式で訓練を行うこともできます。

応急救護訓練

負傷者の応急手当や医療機関への搬送は一刻を争いますが、大規模地震など広域災害では、交通網の寸断などにより、消防など防災関係機関は、平常時のような活動ができなくなることが予想されますので、その時その場にいる人が応急手当を行い、医療機関や安全な場所への搬送を行うことが必要となります。いざという時に、こうした活動を行うためには、繰り返し訓練を行い知識と技術を習得することが重要です。救出・救護班のメンバーはもとより、負傷者が出た時、その場に救出・救護班がいるとは限りませんので、できるだけ多くの人に習得してもらう必要があります。

応急救護訓練には、三角巾による包帯法、心肺蘇生法、傷病者の管理法、搬送法などがあります。

正しい手当でなければかえって容体を悪化させることもありますので、専門知識を有する消防署など専門家の指導を受けるようにします。

消防局で行っている市民救命士養成講習会などにも積極的に参加しましょう。

避難誘導訓練

災害が発生したとき、その規模が大きいほどパニックになる危険が生じます。あらかじめ避難誘導の責任者を決め、避難の方法、避難場所、避難ルートなどを周知徹底し、いざという時にお互いに助け合ってスムーズに避難できる体制を確立することが大切です。避難誘導班のメンバーなど、リーダーにとっては、混乱を防ぎスムーズに避難誘導を行うために訓練を繰り返し実施することが重要です。

また、参加者一人ひとりが避難時の服装や非常持ち出し品を確認する機会にもなりますし、高齢者や障害者など手助けが必要な人に対する補助の方法などを学ぶこともできます。

本部からの指示を受け、情報班と協力して、メガホン等により避難指示と一次集合場所を伝えて回ります。

一次集合場所では、点呼をとって避難人員を確認し、服装や非常持ち出し品の点検を行います。また、お年寄り・傷病人・子どもなど手助けが必要な人に対する援護者を決めます。

本部に連絡を入れて、避難場所の受け入れ準備完了の確認を行います。確認した事項は全員に伝えます。

地域内の不在者に対し、避難した旨の表示を行うとともに逃げ遅れた者の確認などを行います。

参加者の前後・側面に誘導員をつけて誘導します。リヤカーや車椅子などの活用や、担架を利用した傷病者の搬送なども訓練するといいいでしょう。避難する途中では事故防止に十分留意します。お年寄りや子どもなどは列の真ん中に入れ、遅れる人が出ないようにします。また、転倒落下物の発生、倒壊の恐れがあるブロック塀、電線がたれ下がるなどの危険箇所は通らないようにします。そうした場所の確認・点検なども併せて行います。避難場所に到着したら点呼をとって出発時の避難者全員の避難完了を確認し、本部に報告します。

災害時に避難する場合は、ガスの元栓の閉鎖、電気のブレーカー切断など、火災の発生防止を図ることが重要です。そのことを訓練参加者に周知徹底しましょう。

給食・給水訓練

大規模地震が発生した場合には、停電・断水・ガスの供給停止に加え、交通網が寸断されて流通機構が混乱するため、食料・飲料水・生活用水が不足することになります。救援物資が届くまでの間は、自分たちで食料や水を確保し炊き出しなどを行う必要がありますので、炊き出し用具の使用方法などを訓練しておきます。

炊き出し用具（釜や大鍋）を使用した炊き出しの方法を訓練します。器具の使用法、燃料の確保、水加減・火加減などを習得しましょう。

水道局の指導のもと応急給水拠点・給水車からの給水方法を訓練します。食料や水の配分が公平に行えるよう配給計画を考えましょう。

給食・給水訓練は直接飲食することになりますので、調理器具・手指をしっかり洗うなど、安全衛生面に十分注意しましょう。食品・材料などの保管状況も重要です。（細菌をつけない・増やさない・生かさない）

生活用水として使用できる水（河川、プール、防火水槽など）がどこにあるか把握しておきましょう。

各家庭で最低3日分の食料・水の備蓄、生活用水の確保などを行うよう呼びかけましょう。

防 災 ネット ワ ー ク

阪神・淡路大震災の教訓として、行政の対応には限界がある一方、地域住民による防災活動の広がりが大きな効果を生み出したということがあげられます。

川崎市では、こうした教訓をもとに、町内会や自治会で結成されている自主防災組織が団結・連携してリーダーシップをとり、大規模災害発生時の避難活動が円滑に運ぶよう「防災ネットワークづくり」を展開していくこととしました。

そのため、川崎市の避難計画を変更し、

- 1 市立小・中学校・高等学校、看護短期大学、聾学校及び南部防災センターの174箇所を震災時の避難所に指定しました。
- 2 これらの避難所を中学校区単位の51のエリアにわけて、エリア内にある避難所の情報伝達、物資の搬送・配布を行うために各中学校及び南部防災センターを地域防災拠点と位置づけました。

こうした地域防災拠点を中心に中学校区域内の避難所をまとめてネットワークを構成することにより、区役所との連携を強化し、長期間にわたると想定される避難所での共同生活が円滑に運ぶようにするものです。

また、地域防災拠点（中学校区）には、防災ネットワーク連絡会議を、各避難所には避難所運営会議を設置することとしました。

避難所運営会議

災害が発生すると、小・中学校の体育館などを避難所として多くの被災者が利用し、共同生活を続ける事態も発生します。いざという時に避難所の管理運営が円滑に行えるよう、避難所の機能などを平常時から考えておく必要があります。

そこで、自主防災組織等を中心に「避難所運営会議」を設置して、運営のための役割を決め、地域の実情に即した避難所運営マニュアルの作成や防災啓発活動等を行います。

避難所では、被災者の避難生活の安定を図るために、区民がお互いに協力し合う必要があるため、避難所が開設された場合には、区本部と区民が連携して管理運営することになります。

1 避難所運営会議の構成

避難所運営会議は、自主防災組織の代表者をリーダーに、PTA、子ども会、
婦人消防隊、学校施設管理者、地域要員（市職員）等を中心に構成します。

また、必要に応じてボランティアなどにも参加を呼びかけ、組織の充実を図ります。

2 活動内容

（１）避難所運営マニュアルの作成

避難所の運営や地域防災活動を円滑に進めるため、避難所運営会議を開催して、さまざまな課題について確認・検討を行い、避難所運営マニュアルを作成します。（川崎市が作成した「避難所運営マニュアル」を参考に避難所ごとに作成しますので、詳細についてはそちらを参照してください。）

（２）避難所運営マニュアルの点検

作成した避難所運営マニュアルをもとに避難所運営訓練を実施し、内容を点検し、必要に応じて修正します。

（３）防災啓発活動の実施

例えば、防災マップづくりや救急法の講習会などを通じて地域の防災啓発を行います。

3 鍵の保管

夜間や休日などに地震が発生し、区本部長による避難所の開設を待つ暇がないような場合には、自主防災組織や避難所運営会議によって緊急に避難所を開設する必要が生じることが考えられます。こうした場合に備え、事前に校門や体育館など、避難所開設用の鍵を避難所運営会議で決定した代表者が保管しておきます。

川崎区では自主防災組織の代表者等に順次保管をお願いしています。

区役所と施設管理者が鍵の保管者を常時把握できるように、保管者の住所・氏名・電話番号、保管開始年月日などを記載した「保管台帳」を作成しています。自主防災組織の役員変更などに伴い、鍵の保管者を変更する場合は、必ず区役所（支所）に連絡してください。

防災ネットワーク連絡会議

地域防災拠点である中学校区域内の避難所運営会議をネットワーク化した組織です。

災害時に地域防災拠点を有効に機能させるためには、平素から各避難所運営の活動について協議、情報交換などを行うとともに、区域内の町内会・自治会等が連携して地域防災活動を展開する必要があります。そこで、自主防災組織を中心に、大規模地震などの災害による地域の課題に対処するため「防災ネットワーク連絡会議」を設置します。

1 構成

中学校区域を単位に、各避難所運営会議の代表者によって組織されます。

また、必要に応じてボランティアなどにも参加を呼びかけ、組織の充実を図ります。

2 活動内容

(1) 避難所間の情報交換

防災ネットワーク内の各避難所の運営を円滑に進めるために連絡調整を行うとともに、災害時の組織のあり方などについて検討します。

(2) 防災マップの作成

自分たちの住むまちを防災の視点から実際に歩き、現在どういう状況か、避難所や応急給水拠点の位置、行き止まりの道路、危険箇所などを点検し、防災マップを作成します。

(3) 地域の防災課題の検討

作成した防災マップなどをもとに、災害時にまちがどうなっているかをイメージしながら、防災上の課題を見出し、対応策を検討します。

また、

(4) 防災訓練の実施・学習会等の開催

防災ネットワーク単位で、訓練、研修会、講習会等を地域の実情に即した防災活動を実施します。

また、震災体験者や専門家を招いて学習会などを開催します。

川崎区防災ネットワーク一覧

防災ネットワーク連絡会議	避 難 所 (地域防災拠点)
大師中学校区	大師中学校 殿町小学校 東門前小学校
南大師中学校区	南大師中学校 大師小学校 四谷小学校
川中島中学校区	川中島中学校 川中島小学校 藤崎小学校
桜本中学校区	桜本中学校 東桜本小学校 桜本小学校
臨港中学校区	臨港中学校 大島小学校 渡田小学校
田島中学校区	田島中学校 東小田小学校 南部防災センター
京町中学校区	京町中学校 小田小学校 浅田小学校
渡田中学校区	渡田中学校 新町小学校 東大島小学校 向小学校 田島小学校
富士見中学校区	富士見中学校 旭町小学校 宮前小学校 市立川崎高校
川崎中学校区	川崎中学校 川崎小学校 京町小学校

5 自主防災組織への助成制度

防災資器材購入補助金

区役所へ『自主防災組織結成届出書』を提出している自主防災組織が防災資器材を購入する場合に交付します。

(1) 補助の対象となる品目

防災資器材購入品目一覧(41ページ参照)のとおり

工事や運送など役務の提供を含むもの、また、食料、水、電池、燃料、資材などの消耗品は対象外です。

対象になるかどうか不明な場合は、区役所(支所)にお問い合わせください。

(2) 補助金の額

補助の対象となる防災資器材を購入する場合に、その費用(税込)の半額を補助します。

100円未満は切り捨てです。

例 税込 12,340 円のものを購入する場合は 6,100 円が補助金額となります。

$$12,340 \text{ 円 (税込購入金額)} \div 2 \text{ (半額補助)} = 6,170 \text{ 円}$$

補助金額 6,100 円 (100円未満切り捨て)

交付限度額があります。次の A + B が限度額となります。

A : 組織割 (1 自主防災組織につき) 200,000 円

B : 世帯割 (組織を構成する世帯 1 世帯につき) 400 円

例 550 世帯で構成されている自主防災組織の限度額は 420,000 円となります。

$$200,000 \text{ 円 (A)} + [400 \text{ 円} \times 550 \text{ 世帯}] \text{ (B)} = 420,000 \text{ 円}$$

(3) 申請手続き

- 購入希望調査への回答 -

川崎市自主防災組織連絡協議会（以下、協議会という）の申し合わせにより、川崎市では、各組織からの申請額の合計が市の予算の範囲内におさまるよう、協議会役員会で調整します。

毎年、協議会から 防災資器材の購入を希望するかどうか、 購入希望資器材と購入金額について調査がありますので、購入を希望する場合は必ず「調査票」を提出し、購入を希望する旨回答してください。

購入する防災資器材についてあらかじめ見積書をとります。

見積書に基づき、購入希望品目、金額等を「調査票」に記入して提出します。

役員会での調整結果について、協議会から通知がありますので、その結果に基づき、正式な申請手続きをとります。

申請書等の提出

『防災資器材購入補助金交付申請書』及び添付書類を区役所（支所）へ提出します。申請書等は区役所（支所）にあります。また、川崎市のホームページからダウンロードもできます。

- 申請にあたり提出する書類 -

- ・ 防災資器材購入補助金交付申請書 （ 3 9 ページ参照 ）
- ・ 自主防災組織編成表（別様式でも可） （ 4 0 ページ参照 ）
- ・ 防災資器材購入品目一覧表 （ 4 1 ページ参照 ）
- ・ 見積書（写）
- ・ 口座振替依頼書（通帳の写しを添付） （ 4 5 ページ参照 ）

- 記入上の注意 -

口座振替依頼書について、申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要ですので、その場合には委任状欄にも記入します。

署名欄、受取人欄、申請金額に係わる欄（申請金額・購入予定額等）は訂正できません。書き直しとなりますので御注意ください。その他の項目について記入内容を訂正する場合は、修正液などは使わずに、必ず二本線で訂正し、訂正印を押印してください。

交付決定～購入

申請書等について市の内容審査が行なわれ、交付される補助金の額が決まります。通常は申請から2～3週間後に『防災資器材購入補助金交付決定通知書』が送付され、その後、補助金が口座に振り込まれます。必ず、補助金の交付を受けてから購入してください。

すでに申請した内容（購入品目・数量・金額など）を変更する場合には、『防災資器材購入補助金交付変更申請書』（42ページ参照）に変更後の見積書を添付して、速やかに区役所（支所）へ提出します。申請を取り下げる場合には、『防災資器材購入補助金交付申請取下書』（43ページ参照）に理由書を添付して、速やかに区役所（支所）へ提出します。

購入報告

補助金交付を受け防災資器材を購入した後、速やかに『防災資器材購入報告書』（44ページ参照）を区役所（支所）へ提出します。「報告書」には領収書の写しを添付します。

なお、報告書の提出がない場合は、防災資器材の購入が事実であっても補助金を返納することになります。

活動助成金

区役所へ『自主防災組織結成届出書』を提出している自主防災組織が防災訓練や防災講演会などの活動を行った場合に交付します。

（1）助成金交付の対象となる活動

防災訓練

情報収集伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練、給食・

給水訓練、水防訓練など

防災知識の啓発活動

防災講演会、防災集会、防災映画会など

防災知識を普及するための印刷物などの作成

防災に関する催事など

(2) 助成金の額

参加人員及び訓練・啓発活動の種別ごとに、原則として次の金額を交付します。

1回あたりの参加人員	1回ごとに交付できる金額	
	防災訓練	防災知識の啓発活動
20人以上 49人まで	12,000円	3,000円
50人以上300人まで	24,000円	6,000円
301人以上500人まで	32,000円	8,000円
500人以上	40,000円	10,000円

市の予算の範囲内で交付されますので、年度途中で打ち切られる場合があります。

交付限度額があります。

1年間(4月から翌年3月)に受けられる活動助成金の限度額は、組織の規模(構成する世帯数)により次のとおりとなります。

自主防災組織の構成世帯数	限度額
300世帯まで	30,000円
301世帯以上500世帯まで	40,000円
501世帯以上	50,000円

(3) 申請手続き

区役所への連絡等

あらかじめ活動内容について区役所(支所)に連絡してください。

また、防災訓練等を実施する場合は、事前に『自主防災組織地震防災訓練実施届出書』を区役所(支所)へ提出してください。

申請書等の提出

防災訓練等の活動を実施した後、速やかに（概ね2週間以内）申請書等を区役所（支所）へ提出してください。申請書等は区役所（支所）にあります。また、川崎市のホームページからダウンロードもできます。

- 申請にあたり提出する書類 -

- ・ 自主防災組織活動助成金交付申請書（38ページ参照）
- ・ 口座振替依頼書（通帳の写しを添付）（45ページ参照）
- ・ 訓練当日の記録写真、実施計画書、町内に配布したチラシ・プログラムなど、活動が確認できるものを添付してください。

- 記入上の注意 -

口座振替依頼書について、申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要です。その場合には委任状欄にも記入します。

署名欄、受取人欄、申請金額に係わる欄（申請金額・参加人員など）は訂正できません。書き直しとなりますので御注意ください。

その他の項目について記入内容を訂正する場合は、修正液などは使わずに、必ず二本線で訂正し、訂正印を押印してください。

交付決定

申請書等について内容審査が行なわれ、交付される補助金の額が決まります。通常は申請から2～3週間後に「交付決定通知書」が送付されます。その後、助成金が口座に振り込まれます。

6 資 料

自主防災組織の規約例

規約の例をあげてみました。実際に規約をつくるときは実情に則した内容を盛り込みましょう。

町内会自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、 町内会自主防災会(以下「本会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、川崎市地震対策条例の規定に基づき、住民相互に協力して自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「災害」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること
- (2) 地域の災害危険の把握に関すること
- (3) 災害発生時における情報収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水などの応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資器材の備蓄に関すること
- (6) 他の組織との連携に関すること
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 本会は、 町内会内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名

- (2) 副会長 名
- (3) 班長 若干名
- (4) 会計 名
- (5) 会計監査 名

2 役員の任期は 年とする。ただし、再任することができる。

3 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員 の 責 務)

第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時には応急対策活動を指揮する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

4 会計は、会計をつかさどる。

5 会計監査は、会計を監査する。

(会 議)

第 7 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会長は、会議の議長となる。

3 総会は、年 1 回 月に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他特に必要と認めた事

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

6 役員会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席（委任状を含む）しなければ開くことができない。

7 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(防 災 計 画)

第 8 条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 災害危険の把握に関する事
- (4) 防災訓練の実施に関する事
- (5) 災害発生時における応急対策に関する事
- (6) その他必要な事項

(会費)

第9条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、町内会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第12条 会計監査は、毎年1回会計監査役員が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

2 会計監査役員は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、その都度会議にはかって定める。

付 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

自主防災組織の防災計画例

町内会自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、町内会自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 災害危険の把握に関する事
- (4) 防災訓練に関する事
- (5) 情報の収集・伝達に関する事
- (6) 避難に関する事
- (7) 出火防止・初期消火に関する事
- (8) 救出・救護に関する事
- (9) 給食・給水に関する事
- (10) 他組織との連携に関する事
- (11) 防災資器材等の備蓄及び管理に関する事

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

(編成図を添付します)

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

防災組織及び防災計画に関する事

地震、火災、水害等についての知識に関する事

家庭における防災上の留意事項に関すること
その他防災に関すること

(2) 普及・啓発の方法

広報誌、パンフレット等の配布、ポスター等の掲示
防災訓練の実施、集会・講演会等の開催

5 地域の災害危険の把握

災害予防のため、次の事項について把握する。

- (1) 危険地域、区域等
- (2) 地域の防災施設、設備
- (3) 地域の災害履歴、災害に関する伝承

6 防災訓練

大規模災害の発生に備えて、防災活動を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

情報収集・伝達訓練
消火訓練
避難訓練
救出・救護訓練
給食・給水訓練
総合訓練

- (2) 訓練の実施計画 訓練の実施にあたっては、その目的、実施要領等を明らかにした実施計画を作成する。

- (3) 訓練の時期及び回数 訓練は、総合訓練にあっては年 回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達活動を行う。

- (1) 情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集・伝達の方法は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、無線機、伝令等による。

8 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の生命に危険が生じ、または生じる恐れがあるときは、次のとおり避難を行う。

- (1) 避難誘導の指示 川崎市災害対策本部長又は川崎区災害対策本部長から避難指示を受けたとき、または、避難準備情報が発令された場合など、会長が必要と認めたときは、会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。
- (2) 避難誘導の実施 避難誘導班員は、会長の避難誘導指示を受けたときは、避難計画に基づき住民を指定避難所（ 学校）、一時避難場所等へ誘導する。なお、あらかじめ定められた避難場所へ危険で行かれない場合には、安全に行くことのできる最寄りの避難場所等への避難誘導を行う。
- (3) 避難所の管理運営 指定避難所の管理運営については互いに協力し合う必要があるため、 学校避難所運営会議の管理運営に参加・協力する。

9 出火防止・初期消火

- (1) 大規模地震等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主に次の事項に重点をおいて点検・整備する。

火気使用設備器具の整備と周辺の整理整頓状況

可燃性危険物品等の保管状況

消火器等、消火資器材の整備状況

その他建物等の危険箇所の状況

- (2) 火災が発生した場合、迅速に消火活動を行うことができるようにするため、消火資器材を配備する。

可搬消火ポンプの防火水槽付近への配備

消火器、水バケツ等の各家庭への配備

10 救出・救護

- (1) 救出・救護活動 建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要するときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は積極的に協力する。
- (2) 医療機関への連絡 救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要す

ると認めたときは、次の医療機関又は医療救護所へ搬送する。

病院

診療所

保健福祉センター

- (3) 防災関係機関の出動要請 救出・救護班員は、防災関係機関による救出を要すると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

1 1 給食・給水

- (1) 給食活動 給食・給水班員は、川崎市災害対策本部から配布された食料、家庭又は企業・団体等から提供を受けた食料の配分、または、炊き出し等により給食活動を行う。
- (2) 給水活動 給食・給水班員は、川崎市災害対策本部の給水活動等により確保した飲料水等により給水活動を行う。

1 2 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織やボランティア等と連携を図る。

1 3 防災資器材等

防災資器材等の備蓄については、次のとおり行う。

- (1) 配備計画
- (2) 定期点検 毎年 月 日を定期点検日とする。

自主防災組織〔結成 変更〕届出書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

町内会等名称

代表者住所

氏名

㊟

電話

自主防災組織を〔結成 変更〕しましたので、次のとおり届出ます。

1 概況

町内会等構成世帯数	世帯	人口	人
自主防災組織名			
結成年月日	年	月	日
本部構成員	人		
構成世帯数	世帯	地区班数	班
本部設置場所	地区班	構成員	人

2 組織編成

本部組織				地区別組織		
構成	氏名	電話	構成員数	地区班名	班長等の氏名	構成員数
本部長						
副本部長						
副本部長						
情報班長						
消火班長						
救出救護班長						
避難誘導班長						
給水給食班長						
計						

3 防災資器材を保有している場合は、次に記入してください。

品名	数量等
(書き切れない場合は別紙へ)	

区役所処理欄

第2号様式

自主防災組織地震防災訓練実施届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

自主防災組織名 _____

住 所 _____

代 表 者

氏 名 _____ (印)

地震に係る防災訓練を実施したいので、川崎市地震対策条例第25条第2項の規定により届け出ます。

実 施 日 時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
予 備 日 時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
場 所		
参加予定人員	人	
訓 練 項 目	<input type="checkbox"/> 情報の収集伝達訓練	備考
	<input type="checkbox"/> 消火訓練	
	<input type="checkbox"/> 避難訓練	
	<input type="checkbox"/> 救出救護訓練	
	<input type="checkbox"/> 総合訓練	
	<input type="checkbox"/> その他	

注 実施予定日の7日前までに届け出てください。

自主防災組織活動助成金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ ⑩

電 話 (_____) _____

次のとおり、自主防災組織の活動を実施しましたので、活動助成金の交付を申請します。

実施内容	助成対象区分	実 施 内 容		
	<input type="checkbox"/> 防災訓練			
	<input type="checkbox"/> 防災知識の啓発活動			
実施日時	平成 年 月 日 (時 分 から 時 分まで)			
実施場所				
自主防災組織の構成世帯数	世帯	参加人員	人	
申請額	円	既に助成を受けた額	円	
備考				
区役所 処理欄	受 付		意 見 本申請書のとおり実施されたことを確認しました。	
	指導を担当した機関		担任	係長 課長

防災資器材購入補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印 _____

電 話 _____

平成 年度において、次のとおり防災資器材の購入を計画しましたので、補助金の交付を申請します。

1 町内会・自治会等の名称 _____

2 自主防災組織設立年月日 _____ 年 月 日

3 自主防災組織の構成世帯数 _____ 世 帯

4 購入予定額 _____ 円

5 補助申請金額 _____ 円

6 購入予定期日 _____ 年 月 日

7 添付書類 (1) 自主防災組織の編成表
(2) 防災資器材購入品目一覧表
(3) 見積書等 (写)

8 本申請の連絡先 氏 名 _____

電 話 _____

	受 付	意 見
区役所 処理欄		<p style="text-align: center;">川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱に適合していることを認めます。</p> <p style="text-align: right;">_____ 課長 印</p>

防災資器材購入品目一覧

(該当する品番に○を付けて下さい。)

品番	品名	数量	単価 (円)	金額 (円)
1	消火用具類 (消火器、水バケツ等)			
2	放水器類 (ホース、ノズル等)			
3	組立式水槽			
4	はしご			
5	のこぎり			
6	バール			
7	かけや			
8	つるはし			
9	スコップ			
10	手斧 (なたを含む)			
11	ジャッキ			
12	ロープ			
13	カラビナ			
14	ウインチ			
15	ハンマー			
16	番線カッター			
17	救急箱 (医薬品等)			
18	担架 (車イス等)			
19	リヤカー			
20	ヘルメット			
21	腕章			
22	防災被服等			
23	旗類 (避難誘導棒等)			
24	メガホン類			
25	懐中電灯類			
26	トランシーバー			
27	携帯ラジオ			
28	防災倉庫類			
29	テント			
30	仮設トイレ			
31	炊飯器具類			
32	防水シート (ビニールシート等)			
小 計 ①				円

補助対象品目は、原則として上記防災資器材とする。ただし第3条に規定する用途に供するもので、十分な維持・管理ができると認められる場合は、下表の防災資器材についても補助対象とする。

維持・管理等の体制を要する防災資器材購入品目一覧表

品番	品名	品番	単価 (円)	金額 (円)
1	小型発電機			
2	投光器 (コードリール含む)			
3	チェンソー			
4	エンジン切断機			
5	ろ水機及び浄水機			
6	可搬消火ポンプ			
小 計 ②				円

合 計 ③ (①+②)	円
消費税額及び地方消費税額 ④	円
総 計 ③+④	円

防災資器材購入補助金交付変更申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印

電 話 _____

平成 年度において、次のとおり防災資器材の購入計画を変更しましたので、申請します。

品 名	変 更 前		変 更 後	
	数 量	金 額	数 量	金 額

区役所 処理欄	受 付	<p style="text-align: center;">意 見</p> <p style="text-align: center;">変更届の内容を審査した結果、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱に適合していることを認めます。</p> <p style="text-align: right;">_____ 課長 印</p>
------------	-----	---

防災資器材購入補助金交付申請取下書

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印

電 話 _____

平成 年 月 日付け川崎市指令建防第 号にて、交付の決定を受けました防災資器材購入補助金についてですが、次の理由に基づき申請を取り下げます。

また、交付を受けた防災資器材購入補助金は、市長の指示にしたがい返納します。

< 申請内容 >

- | | | |
|---|--------------|------------------------|
| 1 | 町内会・自治会等の名称 | _____ |
| 2 | 自主防災組織設立年月日 | _____ 年 月 日 |
| 3 | 自主防災組織の構成世帯数 | _____ 世 帯 |
| 4 | 購入予定額 | _____ 円 |
| 5 | 購入予定期日 | _____ 円 |
| 7 | 添付書類 | 理 由 書 |
| 8 | 本申請の連絡先 | 氏 名 _____
電 話 _____ |

区役所 処理欄	受 付	意 見 川崎市補助金等の交付に関する規則第7条に基づく申請として受付します。 課長 印
------------	-----	---

防災資器材購入報告書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印

防災資器材購入補助金の交付を受けて購入した物品は、次のとおりですの
で、領収書（写）を添えて報告します。

品 目	数 量	金 額 (円)	保 管 場 所
合 計		円	

区役所 処理欄	受 付	意 見 補助金交付決定通知書に基づいて 購入されていることを確認しました。 担任 係長 課長
------------	-----	---

口座振替依頼書

川崎市自主防災組織（活動助成金・防災資器材購入補助金）について、次の口座へ振り込むよう依頼します。

請求年月日	平成 年 月 日	IDNo.		整理No.	
組織名					
住所					
電話番号	() -)				
フリガナ					
代表者氏名	Ⓜ				
振込先	銀行				支店
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号		
受取人 (通帳の名義人)	住所	(電話 () -)			
	氏名				
	フリガナ				

- ※太枠の中を記入して下さい。
- ※振込先の通帳の写しを添付してください。
- ※受取人氏名（通帳の名義人欄）は正確に記入して下さい。
- ※請求人（申請者）と受取人（通帳の名義人）が違ふ場合は、委任状が必要となります。

委任状

委任者	組織名	
	住所	
	氏名	Ⓜ

私は、次の者を代理人と定め、

□川崎市自主防災組織活動助成金 (円)

□川崎市自主防災組織資器材購入補助金 (円)

の（請求・受領）に関する一切の権限を委任します。

受任者	組織名	
	住所	
	氏名	Ⓜ

自主防災組織の手引き

川崎区役所地域振興課

川崎市川崎区東田町8番地

☎ 201-3134

